

## 法人の営利性と非営利性

株式会社は営利法人であって、事業によって得た利益は、株主に配当されている。

昭和23年に制定された医療法の中に医療法人が規定されている。医療法人は非営利性が強いので、医療法立法当初から剰余金の配当禁止が規定されていた。

医療法人は利益が出ても、出資者に対して、会社のように配当することを禁止されている。

今回の改正で、医療法人の非営利性を強化する趣旨から、残余財産の帰属先をアイウエと改正したが、これは間違いである。

医療法人の非営利性を強化する趣旨から実行すべきことは、剰余金の配当禁止が正しく行われているかどうかを、厳重に監査することである（株式会社の利益配当と比べてみて欲しい）。

医療法人は医業の遂行にあたって、補助金等を受けていないので、解散時に残余財産の帰属先をアイウエと定める必要はない。

残余財産の帰属先をアイウエと定めることは、非営利性の強化ではない。

### 民法(明治29年法律第89号)には

日本国民全員が守らなければならない民法は、太平洋戦争の敗戦により、連合国軍の占領時に大改正が行われた。その最たるものは、長年月にわたって続いていた

大家族制度を破壊することであった。民法改正後は、結婚すれば男も女も親の戸籍から離れて、新戸籍を作るようになっていく。

民法の総則には、人と法人と物の三つだけが規定されていて、法人は昔から大切な存在であった。

民法の法人は、公益法人と営利法人の二つだけが規定されている。

医療法人は非営利性が強いので、医療法立法当初から剰余金の配当禁止が規定されていた。

しかし今回の改正では、医療法人の非営利性を強化する趣旨から、残余財産の帰属先をアイウエとされてしまった。

前述したようにこの改正で、自由開業医制度の日本の中にあって、今後、医療法人を開設する医師がなくなるのは、必至のことである。

これによって、法改正前とは違って、医師は医業の法人化を剥奪されてしまった。

法人は明治の昔から民法で大切にされてきた。

今回の医療法人の改正は大間違いであって、速やかに改正前の状態に戻すことが、絶対に必要である。

### 医療法人を作ることができなければ

医師は法人化しないで個人立でも、病院や診療所を開設することはできるが、個人立では、医師の給与と医療機関の収益金が合算されて所得税が課税されるので、医

師の所得は22年前にもどり、所得税高額納税者の中に、医師が上位に沢山名を連ねると思う。

昭和60年5月の札幌国税局発表では、高額納税者の上位20名のうち医師は75%を占め、納税額1,000万円以上の全員を対象にすると医師は56%になっていた。

このことから、医師一人でも医療法人を作れるようにし、従前から定められていた自己資本比率に関する要件を、完全に復活することが絶対に必要である。

### 厚労省は視野を広げてほしい

厚労省は自分の担当分野の医療法人だけのことを考えずに、法人化されなかった個人医師の所得税(財務省管轄)のことも考えてほしい。これは縦割り行政の弊害だけでは済まされない重大問題である。

厚労省が企画立案した新臨床研修医制度が5年目に入り、各大学医局の医師数が著明に減少し、そのため大学医局から地方の病院への医師派遣ができなくなり、具体的な医師派遣を受けられなくなった地方の地域医療は危機に瀕している。

この地方の地域医療を立て直す責任は厚労省にあると思う。

新臨床研修医制度は2年間という期間も含めて、やり過ぎた点はないのか?何等かの改善が必要ではないのか?

何とか早く、地方の地域医療を正常に戻してもらいたいものである。

## 電子メールによる会員への情報提供について

### —メールアドレスの登録—

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様へ送信提供しております。対象は当会のインターネット接続サービス登録者全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましては、随時受け付けておりますので、

是非ご登録いただきたくご案内いたします。

### ●電子メールアドレスの登録方法

電子メールで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：

**add@m.doui.jp**